

群馬県協同農業普及事業の実施に関する方針

令和3年3月

群馬県

目 次

第1 基本的な考え方	1
第2 普及指導活動の課題	1
1 農業の持続的な発展に関する支援	1
2 農村の振興に関する支援	3
3 食料の安定供給の確保に関する支援	3
第3 普及指導員の配置に関する事項	4
1 普及指導員の配置	4
2 農業革新支援専門員の配置	4
第4 普及指導員の資質の向上に関する事項	4
1 人材育成計画の策定	4
2 向上を図るべき資質	4
3 資質向上の方法	5
第5 普及指導活動の方法に関する事項	6
1 普及指導活動の重点化	6
2 農業者支援の充実・強化	6
3 普及指導活動の効果的な運営	7
第6 研修教育の充実強化	8
1 農林大学校における研修教育	8
2 就農支援の強化	8
3 農林大学校学生以外に対する研修の実施	8
4 外部評価の実施	9
第7 その他	9
1 情勢変化への対応	9
2 新型コロナウイルスへの対応	9
3 海外技術協力への対応	9

第1 基本的な考え方

協同農業普及事業は、農業改良助長法の規定に基づき、県が国と協同して専門の職員として普及指導員を置き、直接農業者に接して農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を行うこと等により、本県農業の持続的な発展及び農村の振興に成果を挙げてきたところである。

国においては、令和2年3月に「産業政策」と「地域政策」を車の両輪にとらえた「食料・農業・農村基本計画」を策定した。これにあわせて、令和2年8月には、農業・農村が抱えている農業就業者の減少や高齢化、農地の荒廃、集落機能の低下、気候変動や災害などのリスク、持続可能な開発目標（SDGs）の達成等の課題に対応するため「協同農業普及事業の運営に関する指針」が定められ、農業者の所得の向上と地域農業の生産面・流通面等における革新を総合的に支援するよう協同農業普及事業の運営方向等を示したところである。

本県においても国や民間等と協働し、新たな群馬県農業農村振興計画の目標の実現に向けて、未来につながる担い手確保と経営基盤の強化、次世代につなぐ収益性の高い農業の展開、豊富で多彩な県産農畜産物の需要拡大、魅力あふれる農村の持続的な発展、ニューノーマルがもたらす農村の新たな価値の創出を施策の柱に普及指導活動を展開するものとする。

第2 普及指導活動の課題

国の施策の展開方向を踏まえつつ、本県の農業農村振興計画の目標達成に向け、地域の特性や農業者のニーズ等を鑑み、民間等との役割分担を図りつつ、重要性、緊急性が高い課題に取り組むものとする。

また、普及指導活動の高度化及び効率化を図る観点から、ICTの積極的な導入とこれを活用した普及指導活動を推進する。

1 農業の持続的な発展に関する支援

(1) 力強い担い手の確保・育成

次世代の担い手の確保・育成に向けて、農業の内外からの就農希望者、参入企業等に対する就農相談活動を強化するとともに、市町村、JA等と連携した就農受入体制の整備・充実を図る。さらに、新規就農者を含めた青年農業者等の経営の発展段階に応じた生産技術や経営改善支援、次世代の担い手への生産基盤の円滑な継承等、産地の維持発展のための体系的・効果的な取組を行う。特に、新規就農者については、早期の経営確立・定着促進を図るため、就農準備段階から就農後のフォローアップまで、経営状況を踏まえた重点的な支援を行う。

また、人・農地プランの実質化に向けた地域の合意形成支援を行うとともに、地域農業の担い手である認定農業者の法人化や集落営農法人の複合化・組織間連携を推進し、経営の安定を図る。さらに、農地中間管理事業の活用による農地の集積・集約化を支援する。

(2) 需要構造等の変化に対応した生産体制の整備に対する支援

人口減少、少子高齢化による消費の減退やライフスタイルの多様化等による需要構造の変化に対応するため、実需者のニーズに応じた米、麦等の生産、高収益作物への転換、

加工・業務用野菜の生産体制整備を支援する。

また、高糖分高消化性品種の飼料イネ、飼料用とうもろこし等の生産を推進するため、生産者・実需者による需給調整や低コスト化、コントラクターの育成等を支援し、生産拡大を図る。

(3) 農畜産物の販売力強化

県産農畜産物の高品質・高付加価値化の取組を推進するとともに、インターネット等を活用したPR・販売活動、農産物直売所における商品開発や企画・運営などを総合的に支援する。

また、多様化する消費者ニーズに応じるため、県産農畜産物の品質分析結果等「強み」を活かした技術改善等を支援し、ブランド力強化を図る。

(4) 環境保全型農業の推進

環境と調和した農業の持続的発展を図るため、総合的病害虫・雑草管理（IPM）やエコファーマー、特別栽培、有機農業など、持続可能な農業生産方式に取り組む農業者を支援する。あわせて、省エネルギー・資源循環型の経営構造への転換に対する取組を推進する。

(5) 気候変動・自然災害対策の推進

気候変動に対応した品種・作型等の選定や適切な病害虫防除等、地域の環境に即した生産安定技術の導入、普及を図る。

また、近年増加傾向にある気象災害の被害防止・軽減を図るため、災害発生前の技術指導指針等を活用した対策の徹底や園芸用施設の補強対策を推進する。

さらに、自然災害や感染症等のリスクに備えるため、収入保険等のセーフティーネットの活用による経営の安定化に向けた取組を推進する。

(6) スマート農業等の新技術や新品種の導入による産地支援

試験研究機関や民間等で開発された新技術や新品種の導入、生産コスト低減技術の確立に取り組む。

また、スマート農業の実証・導入による省力化、生産性向上、規模拡大や次世代型農業支援サービスを活用した産地支援を民間や関係機関と連携して推進する。

さらに、ニューノーマルやデジタルトランスフォーメーション（DX）化に対応するため、タブレットやクラウドを活用したリアルタイム指導やデータ駆動型農業の実践により、農業者のデータリテラシーを高め、産地の強化を図る。

(7) 女性農業者の活躍促進

農業・農村内の男女共同参画を推進するため、女性農業者の主体的な経営や社会への参画、女性の能力が発揮できる環境づくりを進める。特に、認定農業者の共同申請や地域農業に関する方針等の決定の場に参画できるよう、農業委員等への女性農業者の登用を推進する。

また、女性農業者同士のネットワーク強化や次世代のリーダーとなり得る人材の育成を図るとともに、農業経営の発展や地域農業の振興に向けて新たなチャレンジを行う女性農業者の取組を支援する。

(8) 6次産業化等の支援

農業者が取り組む加工・製造の起業活動や販売・直売活動等を推進し、農業所得の向上を図る。また、地域の農畜産物等を活かした新たな価値の創出や起業間のネットワーク活動、異業種との連携など6次産業化を支援する。

2 農村の振興に関する支援

(1) 都市と農村の交流による関係人口の拡大

農業者による地産地消や食育・食農教育活動を支援し、消費者の食と農への理解促進を図る。また、地域の資源を活かしたグリーン・ツーリズムや農泊などにより、農村地域への誘客を図り、関係人口の創出・拡大を関係機関と連携して支援する。

(2) 多様な形態による農村への就業促進

高齢化や人口減少が進む農業・農村における新たな人材の確保に向け、地域の農業者や関係機関と連携し、地域内外での就農相談や情報発信を行い、U I Jターン、定年帰農、農福連携等、多様な形態での農業・農村への就業を促進する。

(3) 官民共創による野生鳥獣被害対策

野生鳥獣による農業被害の軽減を図るため、鳥獣被害対策支援センターや市町村、J A等と連携しつつ、情報共有化や地域ぐるみで行う侵入防止柵の設置及び緩衝帯整備など、住民や生産組織が主体的に対策を行う「鳥獣害に強い集落づくり」の体制整備を支援する。

(4) 耕作放棄地の発生抑制と再生支援

地域の実情を考慮した耕作放棄地解消対策や農地の有効利用に向け、栽培技術指導や実証ほ等の設置を行う。また、農地の新たな受け皿としての新規参入者の受け入れ体制整備や集落営農組織、作業受託組織などの担い手を育成する。

あわせて、農地中間管理事業等を活用して担い手へ農地が集積しやすい環境づくりを推進する。

(5) 農業・農村の多面的機能の維持・発揮

農業・農村の多面的機能の発揮に必要な地域全体の維持・発展を目的とする活動として、地域農業で求められる技術革新、地域の合意形成、地域の活性化等の取組について、現場の実情を踏まえて強化する。

3 食料の安定供給の確保に関する支援

(1) 農業生産工程管理（GAP）の普及推進

安全・安心な農畜産物を安定的に供給するため、農業者が自ら生産・収穫・調製・出荷などの一連の生産工程を管理する取組（GAP）を推進する。さらに、PDCAサイクルの実践によって改善を図りつつ、「食品安全」・「環境保全」・「労働（農作業）安全」の視点から消費者・実需者から求められる農畜産物を生産する取組を支援する。

(2) 農薬適正使用の推進

生産段階における県産農産物の安全性確保を図るため、農業者の農薬適正使用を推進する。あわせて、トレーサビリティへの対応として、栽培管理及び農薬使用履歴の記帳並びに保管の徹底を推進する。

(3) 輸出による販路拡大

農畜産物の販路拡大のため、輸出に取り組む産地や農業者に対して、海外需要に応じた技術指導を行う。

また、植物検疫や残留農薬基準等、輸出に対する防疫上の課題解決について支援する。

第3 普及指導員の配置に関する事項

1 普及指導員の配置

農業者や地域との信頼関係を維持し、継続的な普及指導活動による課題解決が図られるよう、適正な資質を持つ普及指導員を確保し、同一勤務地に一定期間継続して勤務ができるよう配慮するとともに、地域において必要とされる専門分野、普及指導員の経験年数等を考慮した配置に努める。

また、普及指導員の任用資格を有する者の養成及び確保に資するため、普及指導員の任用資格の取得を目指す者の掘り起こし或いは普及組織に配置し、普及指導員の監督の下に普及指導活動に従事させることを通じて、現場での課題解決能力等の向上を図る。

2 農業革新支援専門員の配置

高度な専門性を有し、試験研究機関、教育機関、行政機関等との連携による専門技術の高度化や政策課題への対応、試験研究への助言・参画、重要課題の解決に向けた普及指導活動の企画立案・総括・指導、他の普及指導員の資質向上等を担う普及指導員として、普及指導室員（運営指針に規定する農業革新支援専門員として配置するものをいう。以下「普及指導室員」という。）を主要な農政分野・技術分野ごとに配置する。その際、普及指導室員は多方面にわたる高度な知識・技術が求められることから、経験の豊富な者を中心に配置するものとする。

第4 普及指導員の資質の向上に関する事項

普及指導員の人材育成を普及組織としての最重要課題として取り組む。また、普及指導員に求められる機能を十分に発揮しつつ、近年の農業分野における技術革新、農業者の高度かつ多様なニーズ及び地域農業における課題に的確に対応するために必要な資質の向上が図られるよう、次に掲げる事項に留意して、研修の充実強化等に努めるものとする。

1 人材育成計画の策定

普及指導員の能力を継続的に向上させ、中長期的な視点から普及事業に必要な人材を確保するため、本実施方針の内容を補完するものとして、群馬県人材育成計画を策定する。

2 向上を図るべき資質

普及指導員に求められる機能を発揮するため、普及指導員が共通して備えるべき資質を

次の①から③とし、これら資質を計画的かつ継続的に習得させる。

- ①高度な専門技術・知識を持つ普及指導員
- ②優れたコミュニケーション能力を持つ普及指導員
- ③企画立案・提案能力、調整能力を持つ普及指導員

3 資質向上の方法

普及指導員が習得すべき資質は、高度で幅広く、習得には経験年数に応じた段階的な育成が必要である。そのため、発展段階に応じた「集合研修（O f f - J T）」「所属段階研修（O J T）」「自己研鑽」「人事交流」等を積み重ね、能力を高める。

なお、普及指導室員においては、国段階で行う研修の受講等により、高度な技術や新たな知見の習得に努めるとともに、プロジェクト活動や調査研究活動等を通じて、企画・運営能力を高める。その際、室員相互の情報や活動手法を共有することにより、全体のレベルアップを図ることとする。

また、継続的な自己研鑽によって、その能力を維持・向上させるよう努める。

(1) 集合研修（O f f - J T）

普及指導員に求められる機能を十分に発揮できるよう、県段階で実施する研修の他に国段階で行う研修を活用し、計画的かつ体系的な研修を行う。

研修の実施にあたっては、普及指導室の中に研修担当者を位置づけ、研修計画の作成と研修効果の評価等を行う。

また、高度な専門技術や知識を持ち、現場の様々な課題を解決するための能力を有する普及指導員を早期に育成する観点から、普及指導活動経験の少ない職員等が重点的に研修を受けられるよう配慮する。

なお、国が進めるICTを活用した研修実施の動きに合わせ、効果的・効率的な研修方法を検討し、実施することとする。

(2) 所属段階研修（O J T）

普及指導活動における課題解決能力を向上させるため、所属内での日常業務（調査研究活動を含む）を通じて行う研修の充実強化を図る。特に、新任の普及職員の能力を高めるため、O J Tを有効活用し、トレーナーの設置により育成体制を構築するとともに、研修目標の設定、研修効果の評価、当該評価を踏まえた取組の見直し等により、計画的に実施する。

なお、O J T実施の際は、必要に応じて普及指導室専門担当と連携し、実践指導力の強化に努める。

(3) 自己研鑽

普及指導員は、自己研鑽として、現場での課題解決過程における自らの活動の評価・反省とそれに基づく改善を通じて、普及指導能力及び専門技術に関する能力を向上させるとともに、普及指導活動に資する資格取得など、自主的な資質向上に向けた取組を図るものとする。

(4) 人事交流の促進

地域農業の課題に柔軟に対応できる幅広い視野を持った普及指導員を育成するため、

行政や試験研究及び研修教育機関等に所属する職員との計画的かつ効果的な人事交流を実施する。

第5 普及指導活動の方法に関する事項

1 普及指導活動の重点化

重要性及び緊急性が高く、かつ地域への波及効果の高い課題を重点化して取り組む。その際には、県農政の推進方策、地域農業の動向及び多様化・高度化する農業者のニーズ等を十分考慮する。

また、普及指導活動の対象者は、主たる担い手である認定農業者、青年農業者等経営発展と改善に意欲的な農業経営者及びその集団のほか、新規就農者、経営参画を目指す女性農業者並びに参入企業等に重点化するものとする。

さらに、普及指導員が直接農業者に接して行う普及活動の時間が十分確保できるよう留意する。農業者に接する際には、関連する施策情報を含めて情報提供を行うよう努めるものとする。

2 農業者支援の充実・強化

農業者に対する支援については、普及指導員が行うものと民間等と連携して行うものを整理しつつ、多様な関係機関による総合力の発揮により充実強化を図る。

(1) 公的機関が担うべき分野における取組の強化

普及指導員の活動にあたっては、県農業農村振興計画をはじめ関連諸計画や施策との整合を図りながら、地域農業の現状や農業者の要望等を踏まえた上で、公的機関が担うべき分野として、食料の安定供給や地域農業全体の維持・発展を目的とする活動（地域農業における技術革新の推進、新規就農者に対する支援、女性農業者の活躍推進、農産物の安全確保等）を中心に活動を強化する。

また、県重点施策の推進にあたり、プロジェクトチームを設置し、関係機関と連携して一体的な活動を行う。さらに、重要事項については施策業務担当を配置し、目標達成に向けた取組を推進する。

(2) 先進的な農業者を含む民間等との連携強化

ア 普及指導協力委員との協働

地域において先導的な役割を担う農業経営士や農村生活アドバイザーを普及指導協力委員として位置付け、新規就農者等地域の農業を担う者の定着化や、農村の活性化について、その知識・技術を活用しながら協働で取り組む。

イ 民間活力の活用

民間企業等との連携にあたっては、企業の取組方向や内容、普及事業を推進する上での課題や地域の実情等を考慮し、役割分担を明確にした上で行う。

民間主導のコンソーシアムに参加する場合にあつては、その内容が公的機関が担うべき分野であるか、緊急性・重要性が高いか、農業者支援の有効性、民間との役割分担が明確となっているかなど総合的に判断するものとする。

また、農業経営で支援要請が高まっている税務、労務等専門分野については、民間専門家の効果的な支援が受けられるよう、情報の提供やコーディネート役を担うもの

とする。

ウ 関係者・機関の連携

地域農業再生協議会等の活動を通じて、地域における市町村や農業委員会、JA等と連携し、各機関が効果的に活動できるような体制整備を図る。

また、普及指導課・地区農業指導センターに地域戦略担当を配置し、地域農業発展に向けた一体的な取組を一層強化するとともに、関係機関それぞれの機能が十分に発揮できるよう適切に役割分担を行う。

3 普及指導活動の効果的な運営

(1) 普及指導計画の策定

普及指導活動を総合的かつ計画的に行うため、県農業農村振興計画をはじめ関連諸計画や施策との整合を図りながら、地域農業の現状や農業者の要望等を踏まえた上で、普及指導計画を毎年度策定する。

なお、普及指導計画の策定にあたっては、優先的な課題の設定に配慮するとともに、課題や対象ごとの達成目標等を定量的に示すものとする。

(2) 普及指導計画の進行管理と評価

農業者等のニーズに対応した高い成果を生み出す普及指導活動とするため、普及指導員会議等を通じて普及指導計画の進行管理を行うとともに、成果目標の達成状況や活動内容について内部評価を実施する。あわせて、普及指導計画及び普及指導活動の体制等について、先進的な農業者や関係機関等を含む委員による外部評価を実施し、幅広く客観的な視点から評価を受け、その結果を公表する。

なお、内部評価、外部評価結果を踏まえて、改善方策等の検討を行い、次年度以降の普及指導計画に反映させるものとする。

(3) 普及指導センター（普及指導課・地区農業指導センター）の運営

普及指導課・地区農業指導センターの設置にあたっては、効果的かつ効率的な普及指導活動を実施するため、本県の地域農業の特性や実情等を配慮し、県内5か所の農業事務所に普及指導課を配置するとともに、中部、西部、東部の各普及指導課に2か所ずつ、6か所の地区農業指導センターを置くものとする。

運営にあたっては、地域に密着した活動を行う普及指導員の活動拠点として、また農業者に対するサービス提供の場として、これらが機能的かつ組織的に活動が行われるよう努めるものとする。

(4) 農業革新支援センター（普及指導室）の運営

普及指導室員が適切に役割を果たせるよう、県庁技術支援課に普及指導室（運営指針に規定する農業革新支援センターとして整備するものをいう。以下「普及指導室」という。）を設置する。

また、生産現場での困難な課題に対する円滑な支援が行えるよう試験研究機関との密接な連携を図る。

さらに、緊急に取り組むべき広域的課題に関しては、他都道府県等と連携を図り、解決に向けた情報共有や対応を行う。

(5) 調査研究の適切な実施

調査研究の実施にあたっては、実施要領を定め、専門事項又は普及指導活動の技術及び方法について、普及指導員個々の日常活動や県域・広域のプロジェクトチームによる調査研究を行うとともに、他県の先駆的な取組を調査し、調査結果を本県の課題解決手法として活用する。

なお、各種調査研究活動の実施により得られた知識や情報等については、成果発表等を通じて普及指導員全員が活用できるよう、共有化する。

第6 研修教育の充実強化

1 農林大学校における研修教育

農林大学校は、普及指導室及び普及指導課・地区農業指導センター等と密接に連携し、実践的な農業の技術力と経営力を備えた地域のリーダーとなる農業者を育成するため、以下の事項に留意して研修教育の充実を図る。

- ① 学生や研修生の多様化の状況を踏まえ、学生や研修生のニーズやレベルに応じた研修教育を実施する。
- ② 先進的な農業者の下での長期の農業実習、民間企業等の先進的な技術、施設や機械を利用した研修、生産から加工・販売までを取り込んだ実践学習等、就農後の実践力が高まる教育手法を取り入れる。
- ③ 指導職員の指導力向上のための体系的な研修を実施し、資質の向上を図る。また、民間の農業経営者教育機関や先進的な農業経営者、他産業の経営能力を有する者と連携し、経営関連科目の教育水準の向上に努める。

2 就農支援の強化

- (1) 普及指導員や関係機関との連携を一層密にし、就農支援に取り組む。今後、農業法人等への雇用就農の増加が見込まれることから、農業法人に関する情報の収集と提供、学生と法人とのマッチングを推進する。農家の子弟でない学生が増加していることを踏まえ、円滑な就農に向けた体系的な就農支援に取り組む。
- (2) 学生や研修生に対しては、早期から定期的に就農事例の紹介や視察、就農相談を実施し、確実な就農につながるように支援する。
- (3) 就農後の定着が図られるよう、普及指導課・地区農業指導センターや関係機関へ、卒業生（就農者）の情報提供を行う。

3 農林大学校の学生以外に対する研修の実施

先進的な農業者や農業法人等で研修を受けている就農希望者に対し、技術や知識を体系的に修得できるよう、受入先の農業者や普及指導課・地区農業指導センターと協力して、必要に応じて研修の補完を行う。

4 外部評価の実施

学生教育・研修の内容とその成果及び実施体制について、先進的な農業者等による外部評価を行う。また、農林大学校のPRや学生・研修生の募集活動、指導職員の資質向上の取組等についても評価を行う。外部評価の結果は次年度以降の教育・研修計画に反映し、教育内容等の改善を図る。

第7 その他

1 情勢変化への対応

農業情勢の変化、農業政策の動向、普及指導活動の実態等を踏まえ、実情に即した普及事業の見直しに取り組むものとする。

2 新型コロナウイルス感染症等への対応

普及指導活動における感染防止対策を徹底するとともに、価格低迷や人手不足等に直面した農業者に対して、関係機関と連携し、情報提供や支援を行う。

3 海外技術協力への対応

地球規模的な食糧不足と途上国の経済成長に貢献するため、県農業への影響に留意しつつ、海外からの農業技術協力・交流の要請等への対応に努めるものとする。

